

院内感染防止対策に関する取り組み

● 感染対策に関する取り組み事項

■ 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、院内感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月 1 回を基本として必要時には随時開催します。さらに、実働部隊として医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成した感染制御チーム ICT を設置し、ラウンドを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。

■ 院内感染対策教育に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年 2 回以上開催しています。また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

■ 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、検査室から各部署に知らせ、注意喚起を行います。院内感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

■ 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICT が速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、病院管理者に報告されます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告します。地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

■ 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

■ その他

病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。

院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の「院内感染防止マニュアル」を遵守します。マニュアルは、ガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。

